

# 学都松本寺子屋事業 寺子屋先生・寺子屋サポーター 応募要領

## 1 趣旨

学都松本寺子屋事業とは、学校や家庭以外の居場所で、教員OB（現職教員も可）、学生、子どもを応援したい人などが子どもに豊かな学びの機会を提供し、子どもの学習習慣の定着や学習意欲・学力・自己肯定感等の向上を通して、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを作っていくものです。

## 2 寺子屋先生・寺子屋サポーターとは

寺子屋先生・寺子屋サポーターとは、学都松本寺子屋事業において子どもたちに勉強を教える学習支援者のことをいいます。

【寺子屋先生】：教員免許を有する方又は有していた方

【寺子屋サポーター】：教員免許を有していた経験がない方

## 3 応募資格

寺子屋先生や寺子屋サポーターとして、平日の夕方～夜、土日の昼間など寺子屋事業を実施する団体の実施日・実施時間に参加できること。

## 4 応募方法

応募申込書（様式1）に氏名、生年月日、住所、連絡先、応募動機等を記入し、メール、郵送等で教育政策課に提出してください。※応募締切日は設けません。

## 5 選考方法

応募申込書による応募資格の確認後、面接を実施します。

## 6 その他

- (1) 選考結果は、ご本人に通知します。
- (2) 選考後、学習支援者のスキルアップ研修を実施しますので、ご参加ください。
- (3) 活動内容は、学習支援が中心となりますが、具体的な支援内容は実施団体とご相談ください。

## 7 お問い合わせ

松本市教育委員会教育政策課 担当：湯本、伊藤

〒390-0874 松本市大手3-8-13

電話（0263）33-3980 FAX（0263）33-3934

E-mail somu@city.matsumoto.lg.jp